

計画の概要

1 策定に至る経緯

日々増加する管理不十分な空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑みて、『空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法という。）』が令和5年12月に一部改正されました。空家法の改正内容を盛り込んだ第2期計画として、「伊予市空家等対策計画」を改訂しております。空家等対策審議会にて審議をしていただき、令和7年10月22日答申を受けたところでございます。

2 内容

空家法第6条第1項に規定する「伊予市空家等対策計画」の改訂を行っております。第1期伊予市空家等対策計画の見直しを行い、管理不全空家の新設など、空家等の適正な管理及び利活用について計画を一部改訂しております。また、周辺環境に悪影響を及ぼしている空き家の所有者に対し、必要な措置について助言及び指導を行い、勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない場合に、命令、代執行を行う過程に関する計画も掲載しております。